

健康保険 被保険者・被扶養者住所(変更)届の記入方法等について

以下のような場合に届出が必要となります。

- ・ 住民票上の住所が異動となった場合。
- ・ 被保険者が、住民票を異動せずに、居住地のみを変更し、当組合からの郵便物を居住地あてに送付することを希望する場合。

※被扶養者のみが、住民票を異動せずに、居住地のみを変更した場合には届出は不要です。

【記入方法】

(必須)「住所変更の対象者」欄の該当する区分に✓を入れてください。

- 「1.被保険者・被扶養者全員」または「2.被保険者のみ」を選択した場合、「Ⅰ 被保険者欄」のみ記入してください。
- 「3. 被扶養者のみ(全員)」を選択した場合、「Ⅱ 被扶養者欄①」に、被扶養者のうち代表するどなたか1名分のみ記入してください。この際、Ⅰ 被保険者欄は記入不要です。
- 「4. 被扶養者のみ(一部)」を選択した場合、該当する方全員を「Ⅱ 被扶養者欄」に記入してください。
- 「5. その他」を選択した場合、理由を()内に記入してください。(例:被保険者+被扶養者のうち●●など)